元気!!しらぬか応援券【第６弾】

問合先　経済課商工係　内線（246）

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復と、町民皆さんの生活支援のため「元気!!しらぬか応援券」の第６弾を実施します。

応援券は右の「ステッカー」が掲示してある取扱店で使用することができます。なお、応援券は６月下旬に簡易書留で郵送しています。

対 象 者　６月１日現在、町内に住民票がある方

金　　額　一人当たり10,000円（500円券×20枚）
すべてフリー券

使用期間　令和４年７月１日（金）～９月30日（金）

上下水道基本料金の免除

問合先　水道課業務係　内線（564）

町民皆さんの生活や事業者の経済活動を支援するため、水道・下水道の基本料金を免除します（超過料金のみ支払い）。免除のための手続きは必要ありません。

対 象 者　官公庁および公共機関等を除く、全契約者

免除期間　令和４年８月分～10月分の３カ月間
※９月～11月請求分

子育て世帯生活支援特別給付金

問合先　健康こども課子育て支援係　内線（522・526）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します（ひとり親世帯を除く）。

なお、低所得のひとり親世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」は、北海道が実施主体となるため、北海道から通知があります。

対 象 者　①と②の両方に当てはまる方

①令和４年３月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）

②令和４年度住民税（均等割）が非課税の方、または、令和４年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支 給 額　児童一人当たり一律５万円

支給手続き

1　令和４年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
➡給付金は、申請不要で受け取れます。
➡令和４年４月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

2　上記１以外の方（高校生のみ養育している方や収入が急変した方など）
➡給付金を受け取るには、申請が必要です。
➡健康こども課（役場１階３番窓口）にある申請書に振込先口座などの必要事項を記入し、関係書類とともに窓口に持参または郵送してください。申請内容を確認後、指定先の口座へ振り込みます。

支 給 日　６月30日（木）※申請が必要な方については、随時支給します。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

問合先　釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810
町民サービス課保険年金係 内線（523）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、臨時特例措置として国民年金保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例の申請ができます。

対象条件

①令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。

②令和３年１月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得見込額が現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

対象期間　【免除・納付猶予】

・令和元年度分（令和２年６月分のみ令和４年７月中申請分に限ります）
・令和２年度分（令和２年７月～令和３年６月）
・令和３年度分（令和３年７月～令和４年６月）
・令和４年度分（令和４年７月～令和５年６月）

【学生納付特例】

・令和２年度分（令和２年４月～令和３年３月）
・令和３年度分（令和３年４月～令和４年３月）
・令和４年度分（令和４年４月～令和５年３月）

申請方法　申請書の様式や申請方法などの詳細は、役場町民サービス課保険年金係まで問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構ホームページ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

問合先　国保／税務課税務係　内線（536・537）
後期／町民サービス課保険年金係　内線（523）

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯等について、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が減免となる制度があります。

対象条件

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方。
➡保険税（保険料）を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の(1)～(3)の要件をすべて満たす世帯の方。➡保険税（保険料）の一部を減免

【要件】世帯の主たる生計維持者について

(1)令和４年中の事業収入や給与収入など、いずれかの収入が令和３年に比べて30%以上減少する見込みであること。

(2)令和３年の合計所得が1,000万円以下であること。

(3)事業収入や給与収入など、減少することが見込まれる収入以外の令和３年の合計所得が400万円以下であること。

※収入を確認できる書類が必要となります。

③新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止または失業した世帯の方。
➡保険税（保険料）を全額免除

対　　象　令和４年４月１日～令和５年３月31日までの間に納期限が設定されている保険税（保険料）。

申請方法　まずは電話でご相談ください（国民健康保険税は税務課税務係、後期高齢者医療保険料は町民サービス課保険年金係まで）。内容や所得状況などを確認後、減免申請書と返信用封筒を郵送します。